

○厚生労働省令第四号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号)の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項及び第十三項、第二十二條第四項、第七十七條第一項並びに第七十八條第一項並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第四条第十項及び第三十四條の規定に基づき、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

(障害者自立支援法施行規則の一部改正)

第一条 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

目次中「第六十五條の十」を「第六十五條の九の三」に、「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六條の七第一号中「につき」を「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)以下「令」という。第一条で定める疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるもの(以下この号において「身体障害者等」という。)につき」に、「当該身体障害者」を「当該身体障害者等」に改める。

第六條の十七の見出し中「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に改め、同条中「障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)以下「令」という。第一条第一号」を「令第一条の二第一号」に改める。

第六條の十八(見出しを含む)中「第一条第二号」を「第一条の二第二号」に改める。第六條の十九(見出しを含む)中「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

第九條第二号中「第七十七條第一項第一号」を「第七十七條第一項第三号」に改める。第十二條の二中「当該障害者又は障害児の保護者」を「当該障害者」に改める。

第三十四條の七第一項第六号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十四條の二十四第一項第十三号中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十四條の三十三第一号中「第七十七條第一項第一号」を「第七十七條第一項第三号」に改める。第三十四條の五十九第一項第六号及び第二項第一号中「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改め、同項第二号中「第八十九條の二第一項」を「第八十九條の三第一項」に、「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

第三十五條第一項中「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に改める。第三十六條第二号中「第一条第二号」を「第一条の二第二号」に改める。第六十五條の十の前に次の一条を加える。

(市町村の地域生活支援事業)

第六十五條の九の三 市町村は、法第七十七條第一項各号に掲げる事業のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七十七條第一項第六号に掲げる事業 当該事業において意思疎通支援を行う者の派遣を行うに当たっては、少なくとも手話及び必要筆記に係るものを行うこと。

二 法第七十七條第一項第七号に掲げる事業 当該事業において意思疎通支援を行う者の養成を行うに当たっては、少なくとも手話(特に専門性の高いものを除く。)に係るものを行うこと。

第六十五條の十(見出しを含む)中「第七十七條第一項第一号」を「第七十七條第一項第三号」に改める。

第六十五條の十の二(見出しを含む)中「第七十七條第一項第一号の二」を「第七十七條第一項第四号」に改める。

第六十五條の十一の見出し中「第七十七條第一項第二号」を「第七十七條第一項第六号」に改め、同条中「第七十七條第一項第二号」を「第七十七條第一項第六号」に、「要約筆記等」を「要約筆記、触手話、指文字等」に改める。

第六十五條の十二の見出し中「第七十七條第一項第二号」を「第七十七條第一項第六号」に改め、同条中「第七十七條第一項第二号」を「第七十七條第一項第六号」に、「手話通訳等」を「意思疎通支援」に改める。

第六十五條の十三(見出しを含む)及び第六十五條の十四(見出しを含む)中「第七十七條第一項第四号」を「第七十七條第一項第九号」に改める。

第六十五條の十四の三の次に次の一条を加える。

(都道府県の地域生活支援事業)

第六十五條の十四の四 都道府県は、法第七十八條第一項の規定による事業において特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うに当たっては、当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指文字に係るもの、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び必要筆記に係るものを行うものとする。

第六十五條の十五中「会議の設置」の下に「、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加える。

第五章の章名中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。第七十條の表第三十四條の六十四の項の次に次のように加える。

第六十五條の十四の四		都道府県	指定都市
派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整		派遣	
当たっては、当該養成及び派遣については、		当たっては、	
、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び必要筆記に係るものを行う		を行う	

十九 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第五十七号)第二十六条第一項第二号及び第二項第二号

二十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則(平成二十四年厚生労働省令第百三十二号)第二条第二号

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第四条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の六第一項第五号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十八条の八第一号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項第一号」を、「第七十七条第一項第三号」に改める。

第十八条の二十五第一号中、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第十八条の二十六第一項第三号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第四号中、「障害者自立支援法第七十六条第一項」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項」に、「障害者自立支援法第五十二条第二項」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第二項」に、「障害者自立支援法第五十一条」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条」に、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第二十五条の十七第一項中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十五条の二十六の六第二項第二号中、「障害者自立支援法第八十九条の二」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三」に、「自立支援協議会」を、「協議会」に改める。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第五条 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中、「障害者自立支援法第五十二条第三項」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第三項」に、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第二号」を、「第一条の二第二号」に改める。

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第六条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同条第二号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第七条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の五第三号、第二十七条の十二第三号並びに第二十七条の十五第一項第二号及び第二項第一号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第一号の三中「聴覚障害者支援法」を、「聴覚障害者の口頭伝達及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条の七第五号中、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第九条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第四号、第八十三条の三第二号、第九十八条第四号並びに第九十三条の第二号及び第三号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七十条第一項及び第二項第八号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第九号中、「障害者自立支援法第二十九条第一項」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項」に、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の一部改正)

第十条 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条中、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一条中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条第十二号中、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第四十九条中、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第三百三十二条第一項中、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附則第七條第一項第一号中、「第八十九条第二項第一号」を、「第八十九条第二項第二号」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十二条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)
第二十条 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一条第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第二十一条 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一条第二号中「法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。